

ソフトウェア使用許諾契約書

XXX

以下の使用許諾契約書をお読みください。

本使用許諾契約書（以下「本契約書」といいます）は、本契約書とともに提供される以下に示された株式会社X A C K（以下「弊社」といいます）のソフトウェア製品及び媒体を問わず付属する文書、図面、ドキュメント等、（以下まとめて「本ソフトウェア」といいます）を使用するお客様と弊社との間に締結される法的な契約書です。

お客様が本ソフトウェア購入申し込みをされる以前に本契約書の内容を確認できる場合は本ソフトウェア購入申し込みをされた時点、あるいは購入申し込み時点で本契約書の内容を確認する機会が無かった場合には、本ソフトウェア購入後、本契約書を確認、または、本ソフトウェアをハードウェアにインストールされた時点をもって、お客様は、本契約書の条項に拘束されることに承諾したものとみなされます。本契約書の条項に同意されない場合、お客様には本ソフトウェアのインストール、複製、ダウンロード、アクセスまたは使用のいずれも許諾されません。

本ソフトウェアは日本国内外の著作権法並びに著作権者の権利及びこれに隣接する権利に関する諸条約、その他知的財産権に関する法律によって保護されています。本ソフトウェアは、本契約の条件に従い弊社からお客様に使用許諾されるもので、本ソフトウェアの著作権等の知的財産権はお客様に移転するものではありません。

第1条 ライセンス等

- ライセンスとは、本契約書で許諾された範囲内においてお客様が本ソフトウェアを日本国内において非独占的に使用することができる権利をいいます。
- 本ソフトウェアには、ベースライセンス、カスタムライセンス、オプションライセンス、及びサブスクリプションライセンスがあります。
- カスタムライセンス及びオプションライセンスは、ベースライセンスと一体となって同時に動作します。そのため、カスタムライセンス単体、オプションライセンス単体だけの使用の許諾は行いません。
- ライセンスの説明
 - ベースライセンスは、本ソフトウェアの基本機能部分についてのライセンスです。お客様は、一台のハードウェアに搭載されたHDDその他の記憶装置（以下、「ハードウェア」といいます）に1つのベースライセンスをインストールすることができます。
 - カスタムライセンスは、お客様の要件に応じた仕様変更、機能追加等のカスタマイズを施した部分についてのライセンスです。カスタムライセンスは、同一システム内に1つのライセンスが必要です。
 - オプションライセンスは、ベースライセンスに含まれない特定の機能を追加する際に必要なライセンスです。お客様は、一台のハードウェアに1つのオプションライセンスをインストールすることができます。
 - サブスクリプションライセンスは、予め定義した期間に限り使用可能なライセンスとなります。サブスクリプションライセンスは、同一システム内に1つのライセンスが必要です。

第2条 著作権等

本ソフトウェアに関する著作権等の知的財産権は、弊社に帰属し又は第三者から正当なライセンスを得たものであり、本ソフトウェアは、日本およびその他の国の著作権法ならびに関連する条約によって保護されています。

- 本ソフトウェア（HTML プログラム部分および各画面表示部分を含む場合はその一切）、本ソフトウェアに関する文書、図面、ドキュメントなどの文書に関する所有権、著作権をはじめとするその他一切の知的財産権（以下、「本件知的財産権」といいます。）は、弊社およびその供給者に帰属します。
- 本件知的財産権は、著作権法及びその他の無体財産権に関する法律ならびに条約によって保護されています。したがって、お客様はこれらを他の著作物と同様に扱わなければなりません。
- 本ソフトウェアからアクセスされ表示・利用される各コンテンツについての無体財産権は、各情報コンテンツ提供会社の財産であり、著作権法及びその他の無体財産権に関する法律ならびに条約によって保護されています。

第3条 複製の制限

- お客様は本ソフトウェアのバックアップ用の複製物を1部に限り作成することができます。また、お客様は、そのバックアップ用の複製物を保管し本ソフトウェアを復元して本ハードウェアに再インストールするためにのみ、そのバックアップ用の複製物を1部使用することができます。

- お客様は、本ソフトウェアをお客様の所有する他のハードウェアに移管することができますが、本ソフトウェアは、移管前のハードウェアからすべて消去されなくてはなりません。

第4条 その他の制限事項

- お客様は、いかなる方法によっても、本ソフトウェアの改変、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、改変、修正をすることはできません。
- お客様は、本契約書に明示的に許諾されている場合を除いて、本ソフトウェアを全部または一部であるかを問わず、使用、複製することはできません。
- お客様には本ソフトウェアを使用許諾する権利はなく、またお客様は本ソフトウェアを第三者に販売、貸与、頒布、リースまた担保設定することはできません。

第5条 品質保証

- 本ソフトウェア製品に関しては、弊社が品質保証責任を負います。弊社は、本ソフトウェアが付属のマニュアルに従って実質的に作動しない場合、お買い上げ後1年間に限り修補又は交換に応じるものとします。
- 本ソフトウェアは、火災、地震、第三者による行為その他の事故、お客様の故意若しくは過失、誤用その他異常な条件下での使用において生じた場合には、弊社は保証の責任を負いません。
- 弊社は、本ソフトウェアに関して、商品性及び特定の目的に対する適合性を含むその他の保証を、明示すると黙示とを問わず、一切いたしません。

第6条 第三者の権利侵害

当社は、本ソフトウェアに関して、本ソフトウェアが第三者の知的財産権その他の権利を侵害していないこと原因の如何を問わず一切の保証および責任を負わないものとします。

第7条 準拠法

本契約は、日本国の法律に準拠します。

第8条 契約期間

本契約は、お客様が本ソフトウェアをハードウェアにインストールされた日を以て発効し、第9条契約の終了によって終了されない限り有効に存続するものとします。

第9条 契約終了

- お客様が本契約のいずれかの条項に違反したときは、弊社は、お客様に対し何らの通知、催告を行うことなく直ちに本契約を終了させることができます。その場合、弊社は、お客様の違反によって被った損害をお客様に請求することができます。なお、本契約が終了したときには、お客様は直ちにお客様のハードウェアに保存されている本ソフトウェア（複製物を含む）を破棄（お客様のハードウェア上のメモリーからの消去を含みます）し、その旨を証明する文書を弊社に提供するものとします。
- お客様は、1ヵ月前の事前の書面通知によって本契約に基づく使用权を終了させることができます。

第10条 保守サポート契約の更新

保守サポート契約の更新は、お客様の注文書の発行日を契約更新日として保守サポート開始日から終了日まで有効とします。ただし保守サポート契約期間内に第9条によって終了された場合その限りではありません。なお保守サービスの契約期間満了後3ヶ月を過ぎて契約を更新する場合、保守サポート契約期間満了日の翌日から更新日までを遡及期間とし、遡及期間に対して年間サポート単価（提供価格）の150%の料金をお支払いいただくものとします。

第11条 その他

- 弊社の正当な代表者が署名した書面による場合を除き、本契約のいかなる修正、変更、追加、削除その他改変も無効とします。
- 本契約の一部が法律によって無効となった場合でも、当該条項以外は有効に存続するものとします。
- 本契約に定めのない事項、又は本契約条項について疑義が生じた場合は、お客様及び弊社は誠意をもって協議のうえ解決するものとします。
- 本契約に関連または起因する紛争は、東京地方裁判所を第1審の専属的管轄裁判所としてこれを解決するものとします。